（譲渡の承認） **第二条**　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。 一～三　（略） 四　前条第三項の場合には、譲渡価額 五　（略） （受領書の提出） **第三条**　厚生労働大臣は、法第六十四条の規定により医薬品等を譲渡したときは、当該医薬品等の譲渡を受けた者から、次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、厚生労働大臣が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。 一　譲渡医薬品等の品名及び数量 二　譲渡条件に従う旨 **第四条～第六条**　（略） （貸付の承認） **第七条**　厚生労働大臣は、第四条の規定による貸付けの申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。 一～八　（略） （借受書の提出） **第八条**　厚生労働大臣は、法第六十四条の規定により医薬品等を貸し付けたときは、当該医薬品等の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。 一　貸付医薬品等の品名及び数量 二　貸付期間 三　返納期日及び返納場所 四　貸付条件に従う旨 **第九条**　（略）	（譲渡の承認） **第二条**　厚生労働大臣は、前条の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。 一～三　（略） 四　時価よりも低い対価で譲渡する場合には、譲渡価額 五　（略） （新設） **第三条～第五条**　（略） （貸付の承認） **第六条**　厚生労働大臣は、第三条の規定による貸付けの申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。 一～八　（略） （新設） **第七条**　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号）の施行の日（令和二年三月十四日）から適用する。